

日本学生支援機構（JASSO）平成30年度海外留学支援制度（協定派遣）奨学金

1. 趣旨

本奨学金は、日本の大学、大学院、短期大学、高等専門学校が、諸外国の高等教育機関との学生交流に関する協定等に基づいて、8日以上1年以内、当該大学等に在籍する学生を派遣するプログラムを実施する場合、日本学生支援機構（以下JASSO）がそのプログラムを支援する制度です。

2. 奨学金内容

金額	フレンチファッション・プログラム 10万円（支給人数：10名）
支給方法	プログラムへの参加を確認後、受給者本人の口座へ振り込みます。

3. 申請資格

明治大学（以下、本学と言う。）の正規課程に在籍する学生（日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者）で、日本学生支援機構が指定する次の（1）～（5）全ての条件を満たす者。

（1）	本学における学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、以下に定める方法で求められる、本学における前年度の成績評価係数が2.30以上であること（成績通知表のGPAとは異なります）。また、支給人数の枠に余裕がある場合に限り、成績評価係数が2.00～2.29の場合は、自己推薦書（所定書式）を提出することで支給が認められる場合があります。（2.00未満の場合は申請できません）
-----	---

【成績評価係数算出方法】（小数点第三位を四捨五入）

下記の表により、成績評価を「成績評価ポイント」に換算し、計算式にあてはめて算出すること。

5段階評価	成績評価				
	S	A	B	C	F/T
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

※ 前年度中に履修・取得した科目の成績のみが対象です。

※ 成績評価（S, A, B, C, F/T）がされている科目は全て含めてください（評価が「認定」のものは計算に含めない）

※ 科目数ではなく取得「単位数」で計算してください。

【計算式】

$(S \text{ および } A \text{ の単位数} \times 3) + (B \text{ の単位数} \times 2) + (C \text{ の単位数} \times 1) + (F \text{ および } T \text{ の単位数} \times 0)$ を、

前年度に登録した総登録単位数で割る

（2）	経済的理由により、自費のみでの留学が困難な者。原則として①以下の家計基準に合致し、②自費のみでの留学が困難であると自己申告した者とする。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学部（目安）</th> <th>大学院（目安）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与所得世帯 1,190万円程度</td> <td>（修士）本人及び配偶者収入 536万円以下</td> </tr> <tr> <td>給与所得以外の世帯 782万円程度</td> <td>（博士） 718万円以下</td> </tr> </tbody> </table>	学部（目安）	大学院（目安）	給与所得世帯 1,190万円程度	（修士）本人及び配偶者収入 536万円以下	給与所得以外の世帯 782万円程度	（博士） 718万円以下
学部（目安）	大学院（目安）						
給与所得世帯 1,190万円程度	（修士）本人及び配偶者収入 536万円以下						
給与所得以外の世帯 782万円程度	（博士） 718万円以下						
	*上記①②のいずれかに該当する場合申請可能とします。						
	*学内選考の過程で、家計基準に関する根拠書類の提出を求められることがあります。						
（3）	派遣先大学所在国への必要な査証を確実に取得し得る者						

(4)	プログラム終了後、本学へ戻り学業を継続する者又は本学の学位を取得する者
(5)	プログラム参加にあたり、他団体等から奨学金を受ける場合、他団体等からの奨学金の支給月額合計が本奨学金受給金額を超えない者
(6)	外務省の「海外安全ホームページ」上の「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域以外に派遣される者
注意点1	上記(5)については、他団体等からの奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認して下さい。
注意点2	日本学生機構が実施する第一種奨学金及び第二種奨学金を受給している学生で、留学期間中の貸与を休止する場合は、休止手続(異動願の提出)が必要です。手続きの詳細は、各キャンパス奨学金係にお問い合わせください。
注意点3	「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」との併給は認められていません。
注意点4	<p>学内の別プログラムで海外留学支援制度奨学金を受給中／予定している場合</p> <p>学内の別プログラムの参加にあたり、別途海外留学支援制度奨学金を受給する場合、支給対象月が同月の場合に限り、重複受給は不可となります。なお、実施月の異なるプログラムに参加する場合はこの限りではありません。</p> <p>例) 実施月が重なるプログラムに参加する場合</p> <p>A プログラム 7月1日～15日 (7月分の奨学金支給)</p> <p>B プログラム 7月20日～8月30日 (8月分の奨学金より支給開始)</p> <p>※7月分は重複受給のため不可</p>

4. 渡航支援金

経済的に困窮した留学希望者が一定の家計基準を満たし、希望する場合は「渡航支援金」が支給されます。

支給金額	16万円	
支給方法	初回の奨学金とともに受給者本人の口座へ振り込みます。	
渡航支援金の支給基準	ア. 家計基準	
	家計支持者の所得金額(父母の所得の合算)が次の金額である者	
	給与所得のみの世帯	年間収入金額(税込)が300万円以下
	給与所得以外の所得を含む世帯	年間所得金額(必要経費等控除後)が200万円以下
	イ. 提出書類	
所得区分	提出書類	備考
① 給与所得者	直近の源泉徴収票の写し※1	会社員、パート、アルバイト等
② 給与所得以外の者	直近の確定申告書(控)の写し	個人事業主、自営業者等
③ 平成29年中の所得がない者	直近の市町村役場発行の所得証明書(または非課税証明書)※2,3	年金受給者、専業主婦(夫)、家事手伝い、無職者等

	<p>④ 独立生計者の場合 ※独立生計者は、イ. の提出書類に加えて、ウ. の独立生計者であることの証明書類を全て提出してください。</p>	<p>直近の市町村役場発行の所得証明書（コピー可） ・配偶者がいるときには配偶者分も含む</p>			
<p>※1 ①～③の場合は所得の有無を問わず父母双方の書類を提出してください。 ※2 市町村役場発行の所得証明書は、金額がアスタリスクになっていないものを発行してもらってください。 ※3 マイナンバーが印字されていないものを提出してください。（印字されている場合はマジック等で消してください。）</p> <p>ウ. 独立生計者であることの証明</p> <table border="1" data-bbox="288 461 1083 739"> <tr> <th data-bbox="288 461 1083 499">提出書類</th> </tr> <tr> <td data-bbox="288 499 1083 739"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生本人及び父母等の住民票（世帯全員分） ・ 配偶者がいる場合は、配偶者の所得証明書等 ・ 「独立生計者収入・支出確認書」（様式は窓口で配布） ・ [奨学金受給者のみ] 奨学金支給団体発行の証明書類 ・ [預貯金切崩者のみ] 預貯金通帳の写し </td> </tr> </table> <p>※該当者は窓口で様式を受け取り、詳細を確認してください。</p> <p>[独立生計者] 次の全てに該当する者について、独立生計者と判断します。 a. 所得税法上、父母等の扶養親族でない者 b. 父母等と別居している者 c. 申請者本人（配偶者がいるときは、配偶者を含む。）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者。 <u>※独立生計者が渡航支援金に申請するには、上記 a-c を満たし、かつ申請者本人（配偶者がいるときは、配偶者を含む）の所得がア. の家計基準を満たす必要があります。</u></p>				提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生本人及び父母等の住民票（世帯全員分） ・ 配偶者がいる場合は、配偶者の所得証明書等 ・ 「独立生計者収入・支出確認書」（様式は窓口で配布） ・ [奨学金受給者のみ] 奨学金支給団体発行の証明書類 ・ [預貯金切崩者のみ] 預貯金通帳の写し
提出書類					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生本人及び父母等の住民票（世帯全員分） ・ 配偶者がいる場合は、配偶者の所得証明書等 ・ 「独立生計者収入・支出確認書」（様式は窓口で配布） ・ [奨学金受給者のみ] 奨学金支給団体発行の証明書類 ・ [預貯金切崩者のみ] 預貯金通帳の写し 					
<p>注意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一プログラムに2回以上参加する場合は、初回の渡航時にのみ支給されます。 ・ 他団体等から受給する奨学金に渡航費が含まれる場合は併給できません。 				

5. 奨学金受給者の義務

日本学生支援機構による審査後、奨学金受給者として採用が決定した方は、以下（１）～（３）を遵守して頂きますので、手続に遺漏がないようご注意ください。遵守できない場合、既に支給した奨学金がある場合は、その返還を求めるとともに、それ以降の支給を停止します。

<p>(1)</p>	<p>在籍確認書の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のメールアドレスへ、現地でのプログラム期間中に（2018年2月11日～2月22日の間に）、<u>必ず所定書式の在籍確認書をメールでお送り下さい。</u>（書式は受給が決定した方にお送りいたします。） ・ <u>在籍確認書に記載した提出日と同日にメールを送ってください。</u> ・ 締切日までに在籍確認書の提出が無い場合は、奨学金支給は行いませんのでご注意ください。 ・ 帰国後、原本をご提出いただきますので、失くさず大切に保管しておいてください。 <p>【メール宛先】 kaigai12@meiji.ac.jp（商学部事務室国際担当宛）</p>
<p>(2)</p>	<p>留学前・留学後報告書（様式H-2）及び修了書（写し）の提出（受給期間終了後より2週間以内） 締め切り：2019年3月8日（金）17時まで ※受給期間終了の2週間後が土日又は祝日である場合はその直前の平日が提出期限です。</p>

	<p>締切日までに以下2点を商学部事務室へご提出ください。</p> <p>※報告書の提出が遅れると奨学金の返還を求められる事があり、また次年度の奨学金支給枠が削減されるなど大きな影響が生じます。受給者として責任を持って報告書提出を完了して下さい。</p> <p>① 留学前・留学後報告書（様式H-2）</p> <p>プログラム開始前と終了後にそれぞれの項目へ入力し、<u>Excelデータを商学部事務室へ提出して下さい。</u></p> <p>提出先：kaigai12@meiji.ac.jp（商学部事務室国際担当宛）</p> <p>② 派遣先大学発行する公式な修了書（写し）および単位認定が反映された成績証明書（写し）</p> <p>英語以外の言語の場合は、必ず受給者本人による和訳を添付してください。</p> <p>提出先：商学部事務室窓口</p> <p>③ 在籍確認書原本</p> <p>提出先：商学部事務室窓口</p>
(3)	<p>JASSOから依頼されたアンケートの協力</p> <p>JASSOより、プログラム終了後、フォローアップ・進路状況調査等のアンケート依頼が予定されています。指定された期日までのご提出をお願いします。</p>

6. 申請方法

下記に記載の申請書類を不備なく揃え、申請期間中に提出した者を選考の対象とします。

申請書類	<p>(1) 日本学生支援機構海外留学支援制度（協定派遣）申請書 ※</p> <p>(2) Oh-o!Meiji!ポータルサイトで確認できる、前年度全ての成績を含んだ成績表写し（PDF）</p> <p>(3) 自己推薦書（成績評価係数が2.00以上2.30未満の学生のみ）※</p> <p>(4) 振込依頼書※</p> <p>※所定の書式については、下記URLよりダウンロードしてお使いください。</p> <p>http://www.meiji.ac.jp/shogaku/exchange/FrenchFashion2018.html</p>
申請先	上記の書類を、商学部事務室（和泉または駿河台）へ下記の申請期間内までに提出してください。
申請期間	フレンチファッション・プログラム : 2018年11月5日（月）17時まで

7. 学内選考方法・選考結果通知

経済的理由により支援が必要な学生を成績評価係数や応募書類等をもとに選考を行い、決定します。

学内選考結果については、Oh-o!Meiji!にて通知します。学内選考合格者は、本学から日本学生支援機構に推薦され、採用の最終決定は同機構が行います。最終結果は1月下旬の発表となります。本学からの推薦は、同機構による採用を保証するものではありませんのでご留意下さい。

8. お問い合わせ

明治大学商学部事務室（駿河台） 電 話 : 03-3296-4161

事務取扱 : 平日9時～18時（11時30分～12時30分除く）